

高齢者あんしん相談窓口 函館市地域包括支援センター運営法人公募に係る質問と回答

No.	質 問	回 答
1	<p>【公募要項7ページ】 8 運営に関する経費等について、「※運営費(基本事業分)は、職員配置基準の職種・人数に基づく額です。」とあるが、委託仕様書6ページの運営費(基本事業分)に記載されている①3職種、②事務職員、③ブランチ職員の年間の委託料を職員配置基準に掛け合わせても、公募要項7ページの表中の運営費(基本事業分)と同じ額にならないのはなぜか。</p>	<p>各圏域の運営費(基本事業分)には、職員配置基準の職種・人数に基づくもののほか、各圏域一律に研修参加旅費相当分として86,980円を含めております。 (8月20日回答)</p>
2	<p>【公募要項3ページ】 提出書類の13番、「法人の指導監査結果についての通知書、指導監査結果措置状況報告書」について、指導監査が平成24年度以降行われていない事業所・部署の場合は提出は不要と考えてよろしいか。また、介護事業所以外の法人に属する病院等についても必要か。</p>	<p>当該提出書類については、平成24年度以降になされた、社会福祉法第56条または医療法第63～64条に基づく指導監査や改善措置命令を対象としております。なお、該当がない場合であっても、提出書類の目次には書類名を記載し、該当のない旨を記載したものをファイルに綴じて、インデックスをつけてください。 (8月20日回答)</p>
3	<p>【公募要項3ページ】 提出書類の14番、「法人が提供する介護サービスに係る実地指導等の結果および改善状況報告書の写し」について、平成24年度以降実地指導が行われていない介護サービス事業所については、提出は不要と考えてよろしいか。</p>	<p>お見込のとおりです。なお、その場合であっても、提出書類の目次には書類名を記載し、該当のない旨を記載したものをファイルに綴じて、インデックスをつけてください。 (8月20日回答)</p>
4	<p>【公募要項3ページ】 提出書類の11番、「市税納税証明書」について、函館市に納税しているものだけでよいか。</p>	<p>函館市に納税しているものだけ提出してください。 (8月24日回答)</p>
5	<p>【公募要項3ページ】 提出書類の14番、「法人が提供する介護サービスに係る実地指導等の結果および改善状況報告書の写し」について、函館市外の事業所分も提出するのか。</p>	<p>函館市内、市外を問わず、全ての事業所分を提出してください。 (8月24日回答)</p>

No.	質 問	回 答
6	<p>【公募要項3ページ】 提出書類の16番,「地域包括支援センター事業計画」について,資金計画も必要か。</p>	<p>資金計画は不要です。事業実施の考え方や取組内容等を記載してください。 (8月24日回答)</p>
7	<p>【公募要項3ページ】 提出書類の12番,「法人税,消費税および地方消費税の各納税証明書」について,法人税課税対象にならない場合でも納税証明書は必要か。</p>	<p>法人税,消費税および地方消費税に未納がないことを確認することから,必要となります。税務署で発行する納税証明書「その3の3(法人税と消費税および地方消費税)」を提出してください。 (8月24日回答)</p>
8	<p>【公募要項3ページ】 提出書類の9番,「収支決算書」について,各事業ごとの財務表も必要か。</p>	<p>各事業ごとの財務表は不要です。 (8月24日回答)</p>
9	<p>【公募要項4ページ】 4 選定方法の(1)選定方法のプレゼンテーションおよびヒアリングについて,参加人数の制限はあるのか。</p>	<p>参加人数には制限を設ける予定です。応募法人には別途通知します。 (8月24日回答)</p>
10	<p>【公募要項3ページ】 提出書類の3番,「登記事項証明書」,4番「定款,寄付行為」について,申請の段階で地域包括支援センターの受託等,地域包括支援センターを事業運営する旨の条文を定款に記載し,登記事項証明書にも記載されていることが必要か。</p>	<p>必要ありません。 (8月24日回答)</p>
11	<p>【公募要項3ページ】 提出書類の19番,「地域包括支援センターの設置予定内容」の様式9-2中の設置形態において,相談室・会議室に各種項目があるが,これは現状の形態ではなく,運営委託決定後の形態を想定して項目を選択してよろしいか。</p>	<p>お見込のとおりです。 (8月27日回答)</p>

No.	質 問	回 答
12	<p>【公募要項6ページ】 6 運営に関する基準の(2)人員配置について、職員については常勤・専任としているが、契約職員であっても勤務時間がフルタイム(正職員と同様の勤務時間)である場合は、常勤という理解で差し支えないか。</p>	<p>お見込のとおりです。 (8月27日回答)</p>
13	<p>【公募要項7ページ】 8 運営に関する経費等の(1)運営に関する経費等について、運営費および事業費について生活圏域ごとに金額が示されているが、事業費の積算内訳を教えてください。 また、事業によっては回数等に制限があるとのことであるが、仕様書6ページに示されている事業の回数制限の有無および回数について教えてください。</p>	<p>事業費については、委託仕様書6ページの業務ごとの単価に、別紙内訳の回数等を乗じたものとなっています。 回数等の上限については、別紙内訳の「上限の有無」欄に記載したとおりです。 (8月27日回答)</p>
14	<p>【公募要項3ページ】 提出書類の17番、「地域包括支援センター職員配置計画書」の様式7について、地域包括支援センター運営法人選定後、氏名を提示した職員予定者が変更となる場合があったときの取扱いはどのようなものか。</p>	<p>受託者には申請書類の内容を遵守していただくことが前提です。配置予定者が変更となる場合には、その理由を確認したうえで対応を判断します。 (8月27日回答)</p>
15	<p>【委託仕様書5ページ】 5 職員体制の(1)保健師その他これに準ずる者について、「地域ケア、地域保健等」とあるが、具体的にはどのような業務内容のものか。</p>	<p>地域包括支援センターの職員(事務職員を除く)、居宅介護支援事業所の介護支援専門員、訪問看護業務や在宅訪問による退院支援などの業務が該当となります。 (8月27日回答)</p>
16	<p>【公募要項3ページ】 提出書類の18番、「配置予定職員の履歴書」の様式8について、職歴記載欄に「事業所名(法人名)」「就職年月」「退職年月」と記載があるが、当該職員に同一法人内で事業所をまたぐ異動があった場合は、退職にはならないが事業所は異なるので、どのように記載すればよいか。</p>	<p>「事業所名(法人名)」の欄には、必ず事業所名と法人名を併記してください。なお、同一法人内の異動の場合については、就職年月、退職年月については、異動年月を記載し、欄内に「法人内異動」と記載してください。 (8月27日回答)</p>

No.	質 問	回 答
17	<p>【公募要項3ページ】 提出書類の9～13番、「収支決算書」「貸借対照表」「市税納税証明書」「法人税、消費税および地方消費税の各納税証明書」「法人の指導監査結果についての通知書、指導監査結果措置状況報告書」「法人が提供する介護サービスに係る実地指導等の結果および改善状況報告書の写し」は、正本1部については原本、副本(コピー)10部は原本の写しでよろしいか。 また、原本の写しとした場合、原本証明は必要か。</p>	<p>11番「市税納税証明書」および12番「法人税、消費税および地方消費税の各納税証明書」のみ、正本として原本を1部提出ください。副本には原本証明は不要です。 なお、13番「法人の指導監査結果についての通知書、指導監査結果措置状況報告書」について、書類名に「写し」の記載漏れがありました。申し訳ありませんが、提出いただくのは「写し」となりますので、応募法人におかれましてはご注意願います。 (8月27日回答)</p>
18	<p>【委託仕様書1ページ】 2 受託者が設置するセンターの概要の(3)開設時間および休業日②休業日について、法人の開院記念日も開設しなければならないのか。 また、就業規則を変更(「地域包括支援センターは除く」など)しなければならないのか。</p>	<p>法人の開院記念日が委託仕様書の休業日に当たらない場合は、開設いただくこととなります。 なお、就業規則の変更の必要性などは労働基準監督署にご確認ください。 (9月1日回答)</p>
19	<p>【委託仕様書1ページ】 2 受託者が設置するセンターの概要の(3)開設時間および休業日①開設時間について、現在、就業規則上8:45～17:15となっている。終了時間を17:30とする場合、就業規則を変えずに17:15から17:30まで、窓口を開けておくといのか(担当職員は残っている)。または、就業規則を変更(終業時刻を17:30とする)しなければならないのか。</p>	<p>委託仕様書にある開設時間は、就業規則に定める勤務時間となります。就業規則の変更の必要性などは労働基準監督署にご確認ください。 (9月1日回答)</p>
20	<p>【公募要項4ページ】 3 応募手続の(1)募集手続、②申請書類の受付について、事前連絡後に書類(正本1部、副本10部)提出とあるが、製本前に書類の不備内容の事前確認は可能か。</p>	<p>正本1部を持参し、書類の不備内容を確認されたうえで、副本10部を作成・提出いただくことも可能です。その際につきましても、事前に連絡ください。 (9月1日回答)</p>
21	<p>【委託仕様書5ページ】 5 職員体制の管理責任者について、3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)のうち1人を管理責任者としてとっていますが、例えば3職種に準ずるものが管理責任者となることは可能か。 また、経験年数は特に必要ないか。</p>	<p>3職種に準ずる者が管理責任者になることは可能です。ただし、3職種に準ずる者につきましては、3職種の確保が困難である等の事情により、これらの者をやむを得ず配置できない場合に、事前に市と協議したうえで配置が認められるものであることにご留意ください。 また、管理責任者については、経験年数を要件としておりません。 (9月1日回答)</p>